

報道発表資料



令和元年 10 月 4 日
出入国在留管理庁

平成 30 年の「不正行為」について

平成 30 年に外国人の技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した外国人技能実習生の受入れ機関は、112 機関となりました。

- 1 平成 30 年に「不正行為」を通知した機関は 112 機関でした。ただし、これは平成 29 年 1 月 1 日施行の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行前のいわゆる旧制度の適用を受ける機関のみを対象としたものです。
- 2 受入れ形態別にみると、企業単独型の受入れ機関は 1 機関（0.9%）、団体監理型の受入れ機関は 111 機関（99.1%）です。
- 3 「不正行為」を通知した団体監理型の受入れ機関（111 機関）の内訳は、監理団体が 7 機関（6.3%）、実習実施機関が 104 機関（93.7%）です。
- 4 「不正行為」の類型別の件数（注）は 171 件です。
前年と同じく、労働時間や賃金不払等に係る労働関係法令の違反に関する「不正行為」が 94 件（55.0%）と最も多く、次いで、「不正行為」を隠蔽する目的で偽変造文書等を行使又は提出したことに関する「不正行為」が 38 件（22.2%）となっています。

（注）一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があります、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数は一致しません。

添付資料

平成 30 年の「不正行為」について

【広報資料】

平成30年の「不正行為」について

平成30年の「不正行為」について

平成29年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（「以下「技能実習法」という。）が施行されたところ、出入国在留管理庁においては、技能実習法の経過措置により、技能実習法の施行後であっても旧制度が適用されるものについては、技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、引き続き「不正行為」を行ったと認められる旨を通知している。当該「不正行為」が技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間（不正行為の内容に応じて5年、3年、1年の期間が定められている。）を経過するまで、技能実習法に規定する欠格事由に該当し、技能実習生の受入れは認められないこととなる。

平成30年に技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成30年に「不正行為」を通知した機関は112機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が1機関（0.9%）、団体監理型が111機関（99.1%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が7機関（6.3%）、実習実施機関が104機関（93.7%）である。

平成29年の213機関と比較すると47.4%の減少、平成28年の239機関と比較すると53.1%の減少であり、平成27年から3年連続で減少した。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
企業単独型		0	0	0	3	2	3	1
団体 監理型	監理団体	9	20	23	32	35	27	7
	実習実施機関	188	210	218	238	202	183	104
計		197	230	241	273	239	213	112

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年の3機関、平成28年の2機関、平成29年の3機関に続き、平成30年は1機関に「不正行為」を通知した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成30年に「不正行為」を通知した7機関のうち6機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成28年	平成29年	平成30年
事業協同組合	33	26	6
農業協同組合	0	1	1
商工会	2	0	0
その他の団体	0	0	0
計	35	27	7

② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数(表3)

平成30年に「不正行為」を通知した104機関を業種別でみると、「繊維・衣服関係」が46機関(44.2%)を占め、次いで、「農業・漁業関係」が33機関(31.7%)と続いており、この2業種でおよそ4分の3を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成28年	平成29年	平成30年
繊維・衣服関係	61	94	46
農業・漁業関係	67	39	33
建設関係	38	14	12
食品製造関係	13	15	3
機械・金属関係	14	9	2
その他	9	12	8
計	202	183	104

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数(表4, 5)

平成30年に「不正行為」を通知した112機関について、類型別にみた通知件数は、171件であるところ(一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数は一致しないもの。),「賃金等の不払」が82件(48.0%)と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が38件(22.2%),「保証金の徴収等」が16件(9.4%)と続いている。

また、「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は94件(55.0%)であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に技能実習法施行前の旧制度が施行されたが、平成22年の法改正前に行われた行為については、平成22年の法改正前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」(以下「旧指針」という。)に基づき「不正行為」を通知し、技能実習法施行前の旧制度の施行当時に行われた行為については、技能実習法施行前の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年以降、旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成28年			平成29年			平成30年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	1	1	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	38	38	0	10	10	0	3	3
名義貸し	名義貸し	0	51	51	0	10	10	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	94	94	0	73	73	0	38	38
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	143	0	4	148	0	4	87
	旅券・在留カードの取上げ		16			2			1	
	賃金等の不払		121			139			82	
	人権を著しく侵害する行為		6			3			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	1	12	0	0	8	0	0	6
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		11			8			6	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	23	23	0	18	18	0	6	6
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	13	13	0	24	24	0	12	12
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	3	3	0	1	1	0	1	1
	保証金の徴収等		4	4		3	3		16	16
	講習期間中の業務への従事		2	2		3	3		1	1
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	383	383	0	299	299	0	171	171

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているので、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。

(表5) 平成30年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	0	0	1	1
賃金等の不払	1	0	81	82
人権を著しく侵害する行為	0	0	0	0
偽変造文書等の行使・提供	0	4	34	38
保証金の徴収等	0	0	16	16
講習期間中の業務への従事	0	0	1	1
二重契約	1	0	0	1
技能実習計画との齟齬	0	1	2	3
名義貸し	0	0	0	0
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査，相談体制構築等の不履行」		6		6
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	6	6
労働関係法令違反	0	0	12	12
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	1	0	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	2	12	157	171

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成30年に「不正行為」を通知した1機関について、類型別にみた通知件数は、2件である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成28年			平成29年			平成30年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	3	3	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0		0	0		0	0		0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	3	0	0	0	0	0	1
	旅券・在留カードの取上げ		1			0			0	
	賃金等の不払		1			0			1	
	人権を著しく侵害する行為		1			0			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保証金の徴収等		1	1		0	0		0	0
	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	4	4	0	3	3	0	2	2

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表 7）

平成30年に「不正行為」を通知した7機関について、類型別にみた通知件数は、12件である。「監査、相談体制構築等の不履行」が6件（50.0%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が4件（33.3%）、「技能実習計画との齟齬」及び「再度の不正行為」がそれぞれ1件（8.3%）と続いている。

（表 7）監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成28年			平成29年			平成30年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	3	3	0	3	3	0	1	1
名義貸し	名義貸し	0	4	4	0	1	1	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	26	26	0	22	22	0	4	4
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	10	0	0	4	0	0	0
	旅券・在留カードの取上げ		3			1			0	
	賃金等の不払		6			3			0	
	人権を著しく侵害する行為		1			0			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0		11	0		8	0		6
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		11			8			6	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	1	1	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	2	2	0	0	0	0	1	1
	保証金の徴収等		1	1		1	1		0	0
	講習期間中の業務への従事		1	1		2	2		0	0
	営利目的のあつせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	59	59	0	41	41	0	12	12

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表 8）

平成30年に「不正行為」を通知した104機関について、類型別にみた通知件数は、157件である。「賃金等の不払」が81件（51.6%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が34件（21.7%）、「保証金の徴収等」が16件（10.2%）と続いている。

（表 8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成28年			平成29年			平成30年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	1	1	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	35	35	0	7	7	0	2	2
名義貸し	名義貸し	0	47	47	0	6	6	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	68	68	0	51	51	0	34	34
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	130	0	4	144	0	4	86
	旅券・在留カードの取上げ		12			1			1	
	賃金等の不払		114			136			81	
	人権を著しく侵害する行為		4			3			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」									
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	22	22	0	18	18	0	6	6
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	13	13	0	24	24	0	12	12
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	1	1	0	0	0
	保証金の徴収等		2	2		2	2		16	16
	講習期間中の業務への従事		1	1		1	1		1	1
	営利目的のあつせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	320	320	0	255	255	0	157	157

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成30年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 地方入国管理局が労働基準監督署と合同で調査を行った結果、縫製業を営む実習実施機関2社が、技能実習生合計16名に対し、約1年8か月間に渡り、時間外労働に対する賃金を時給200～500円に設定していたことが判明し、不払の総額は2社16名分を合わせて約1,277万円に達した。

○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 地方入国管理局と労働基準監督署の合同調査を端緒に賃金の不払が判明した事案において、縫製業を営む実習実施機関2社（上記「賃金等の不払」と同一機関）が、技能実習生に対する賃金の不払を隠蔽する目的で、実際に支給した賃金とは異なる金額を記載した虚偽の内容の賃金台帳を地方入国管理局に提出した。

○ 保証金の徴収等

「保証金の徴収等」とは、技能実習生が従事する技能実習に関連して、技能実習生やその家族から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合である。

【事例】 農業を営む実習実施機関15機関は、時間外労働に係る割増賃金を技能実習生名義の口座ではなく、実習実施機関の代表者又はその親族名義の口座に振り込むなどしており、技能実習生の財産を管理した。

○ 労働関係法令違反

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があり、技能実習の適正な実施を妨げた場合である（「暴行・脅迫・監禁」、「賃金等の不払」及び「人権を著しく侵害する行為」に該当する行為を除く。）。

【事例】 地方労働局からの通報を端緒に、食品製造業を営む実習実施機関が、技能実習生に対して、有効な時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結することなく、最長で1か月当たり約225時間の違法な時間外労働を行わせたことが判明した。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ **監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」**

「監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」」とは、技能実習の継続が不可能となった場合の報告を怠り、あるいは、団体要件省令に規定する監理団体が不正行為を行ったときの地方入国管理局への報告を怠った場合や、同じく団体要件省令に規定する監査、相談体制構築等の措置を講じていなかった場合である。

【事例】 監理団体が、約1年9か月間に渡り、地方入国管理局に報告していた監査のうち8割以上の監査について、実習実施機関を訪問していないなど、実際には監査を行っていなかったことが判明した。

○ **不法就労者の雇用等**

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 製本業を営む実習実施機関は、約5か月間に渡り、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人に違法に就労させていたとして、警察及び地方入国管理局の摘発を受け、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）により罰金20万円が確定した。

○ **暴行・脅迫・監禁**

「暴行・脅迫・監禁」とは、技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 監理団体からの報告により、建設業を営む実習実施機関の代表者が、技能実習中、作業ミスを指導する過程において、技能実習生を叱責しつつ、プラスチック製のケースを用いてその身体を殴打していたことが判明した。

○ **技能実習計画との齟齬**

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 建設業を営む実習実施機関が、「鉄筋施工」及び「型枠施工」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、空間線量の測定、表土のはぎ取り等の除染作業に従事させていたことが判明した。

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

令和元年 12 月
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

1 改正の趣旨

実習実施者側による技能実習生に対する不適正な取扱いに起因する技能実習生の失踪を実効的に防止するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年 6 月 18 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、

- ・ 失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨
- ・ 実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨

を省令で規定することとされた（※）。

これを踏まえ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「技能実習法施行規則」という。）を改正し、技能実習生の失踪等の防止に資する制度の適正化を一層推進することにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものである。

※ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年 12 月 20 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）においても、同様の内容が記載されている。

2 内容

- （1）技能実習計画の認定の基準について、技能実習を行わせる体制に係るものに関し以下の内容を追加する（技能実習法施行規則第 12 条第 1 項を改正）。

企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、過去一年以内に、技能実習生の行方不明者を発生させていないこと（申請者又は監理団体の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

- （2）技能実習計画の認定の基準について、技能実習生の待遇に係るものに関し以下の内容を追加する（技能実習法施行規則第 14 条を改正）。

技能実習生に対する報酬を、当該技能実習生の指定する銀行その他の金融機関に対する当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われ

ることとしていること。

(3) その他所要の規定を整備する。

上記(1)及び(2)に関して、施行日の前日までに外国人技能実習機構に申請された技能実習計画の認定基準に関する経過措置等、所要の規定を整備する。

3 根拠法令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 9 条第 6 号及び第 9 号（これらの規定を同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む）

4 施行期日等（予定）

公布日 ：令和 2 年 2 月頃

施行期日：令和 2 年 4 月以降

令和元年 1 2 月 2 4 日

監理団体各位
団体監理型実習実施者各位

技能実習制度における失踪問題への対応について

平素より技能実習制度に対する御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

技能実習制度については、平成 2 9 年に施行されたいわゆる「技能実習法」の適正な運用を通じて制度の適正化に努めてきているところです。

しかしながら、来日する技能実習生の増加に伴い、失踪する技能実習生の数も増加しています。

この失踪技能実習生の問題は、昨秋以降の国会審議において頻繁に取り上げられるなど、広く社会の関心事であると認識しており、極めて重く受け止めています。

こうした状況を受け、法務省では「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」を立ち上げて対策を検討し、失踪が発生した場合における国側の初動対応の強化のほか、技能実習生に対する報酬支払いを口座振込み等によることなどの方策をとることとしたところです。

さらに、今般、追加的な対策として、失踪技能実習生を高い割合で発生させている監理団体や実習実施者等について、帰責性等を踏まえて技能実習生の受入れを認めないことや、失踪した技能実習生に就労をさせた企業名の公表など、更なる措置をとることとしました。

これらの措置の内容は、別添の資料のとおりです。

また、本年 4 月 1 日からは、在留資格「特定技能」が新設されました。

特定技能制度では、技能実習 2 号を良好に修了した方は、特定技能 1 号に無試験で移行可能となっていますが、受入機関側が外国人の失踪を発生させた場合、特定技能外国人の受入れも認められないことがあり得、技能実習生の失踪を発生させた場合のリスクは大きいものとなっています。

出入国在留管理庁としては、失踪技能実習生の発生防止に向け、技能実習生が失踪しないよう、また、技能実習生が失踪せざるを得ないような環境に陥らないよう、そして、失踪した技能実習生が適正な手続を経ずに雇用されることのないよう、今後とも制度の適正化に全力で取り組んでまいります。

各監理団体及び実習実施者の皆様におかれましては、技能実習制度の趣旨を御理解頂いた上で、引き続き、失踪の発生防止に向けた御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、失踪した技能実習生の失踪先等に係る情報（国内ブローカーの情報も含む。）などがあれば、下記の連絡先に情報提供をお願いいたします。

なお、各監理団体におかれましては、以上の点を傘下実習実施者に確実に周知願います。

記

○情報提供連絡先

出入国在留管理庁ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/zyouhou/>

出入国在留管理庁長官

佐々木聖子

失踪技能実習生を減少させるための施策



出入国在留管理庁

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 母国語相談体制の充実
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討
(PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業名の公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「中長期在留者の在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例)

- ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光等短期滞在目的で入国した人が働く
- ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場・事業所で単純労働者として働く
- ・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意！

事業主も
処罰の対象と
なります!!

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒**3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒**退去強制の対象**
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒**30万円以下の罰金**

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方入国管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください！

外国人を雇用する際には**在留カードを確認**してください！

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。所持していなくても就労できる場合については裏面「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

外国人を雇用した時は…。

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方には、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられていますので、外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります。）。この場合は、入国管理局への届出は不要です。

「外国人雇用状況の届出」の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→

原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 - ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
 - ③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
- (②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。)

※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

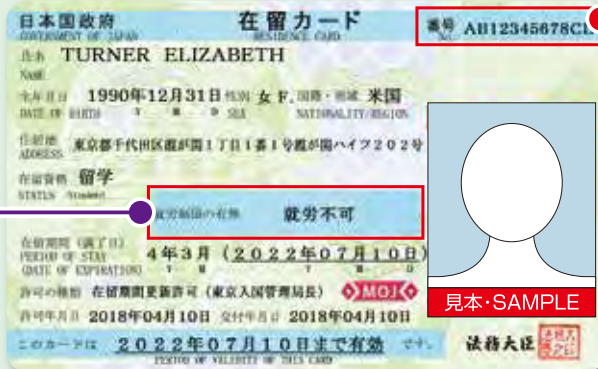
※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

入国管理局ホームページ上では、在留カード及び特別永住者証明書（以下、「在留カード等」といいます。）の番号の失効情報を確認することができます。「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が失効していないか又は有効でないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、照会ページ下段に掲載されている「在留カード等の券面に施された偽変造防止対策のポイント」についてもお確かめください。偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方入国管理局にお問合せください。

在留カード等番号失効情報照会ページ <https://lapse-immi.moj.go.jp/>



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント1で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」

(①については、複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

(②については資格外活動許可書を確認してください。)

ポイント3 ※仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免許可書を所持している人は、入管法違反の疑いで入国管理局による退去強制手続中であるか、既に退去強制されることが決定した人で、いずれも本来であれば入管の収容施設に収容されるべきところ、健康上の理由等、様々な事情により、一時的に収容を解かれている人です。仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」の条件が付されている場合は、就労することができず、許可書にこの条件が記されていない場合には、在留カードを見ながら、上記のポイント1及び2により、就労可能かどうか、よく確認してください。

別記第六十七号様式 (第四十九条関係)

(表)

省 〇〇第29-00号
年 月 日 2018年5月10日

日本国政府法務省

仮放免許可書

出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により、仮放免します。

1 氏 名 Taylor Carly

2 生年月日 1985 年 1 月 1 日

3 国籍・地域 〇〇国

4 住 居 地 東京都港区港南5丁目5番30号

5 仮放免の条件: 裏面に記載のとおり。

法務省 入国者収容所長
入国管理局長事務官

入管 太郎

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

仮放免の条件

(1) 住 居 表記住居地に同じ

(2) 行動範囲 住居地の都道府県及び〇〇入国管理局出頭の際の出頭経路

(3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4) 仮放免の期間 平成30年5月10日〇〇時～平成30年〇月〇日〇時まで

(5) その他 職業又は報酬を受ける活動に従事できない。

注 意

ア 住所を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没収することがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参してください。

お問合せはこちらへ

外国人在留総合インフォメーションセンター
(平日 8:30 ~ 17:15)

TEL 0570-013904

(IP 電話・PHS からは 03-5796-7112) 又は最寄りの地方入国管理局にお問合せください。